

まちなかに緑を

まちなかでビルや住宅などに囲まれた田んぼや畑など、市街化区域にある農地を「都市農地」といいます。米や野菜など農作物の生産以外にも、実は私たちの生活に大切な役割を担っている都市農地について紹介します。



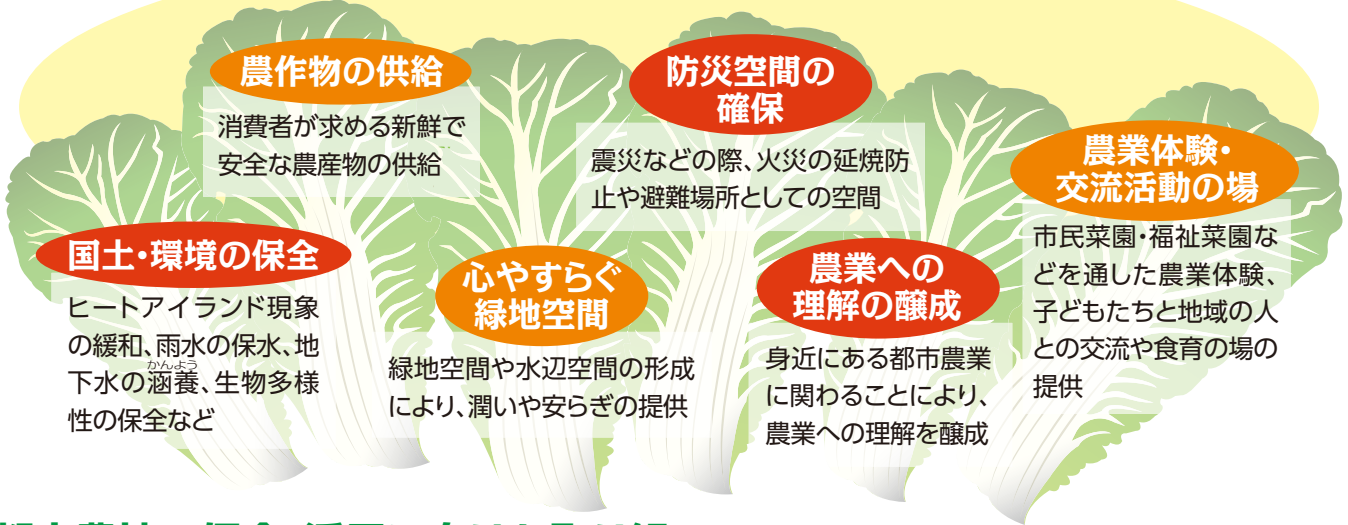
まちなかの緑の多様な機能

現在、全国的に都市化が進むとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、まちなかにある農地は減少する傾向にあります。本市においても同様に、市街化区域における農地の維持が困難になっています。

都市農地は、下記のように多様な役割を持っており、その機能を保全する必要があります。

市街化区域とは
都市計画法による区域区分の一つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

都市農地の役割



都市農地の保全・活用に向けた取り組み

本市では、そうした都市農地の持つ機能を積極的に評価し、計画的に保全し良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地制度の運用の見直しをはじめ、市民菜園や市民緑地制度の充実などによって、都市農地の保全や適切な活用を図っていきます。

生産緑地
一定要件を備え、適正に管理されている都市農地を生産緑地として指定し、農地の計画的な保全を図っています。(税制優遇措置あり)

市民菜園
農地を利用して、農業体験やレクリエーションなどの目的で農作業をすることで、農地が保全されています。

市民緑地
民有緑地を市が無償で借り受け、地域団体などが整備・維持管理を行い、市民の憩いの場として提供しています。

緑あふれるまちを将来につなげていくために、市民の皆さんも都市農地の保全・活用と一緒に取り組んでみませんか。

都市計画課 ☎354-8272 FAX 354-8404
農水振興課 ☎354-8180 FAX 354-8307

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は